

保育短時間認定における就労時間に係る 下限の設定について

平成26年4月27日

保育標準時間、保育短時間の区分について

- 新制度においては、主にフルタイムの就労を想定した保育認定と主にパートタイムの就労を想定した保育認定を行うこととされている。
- 具体的には、両親ともフルタイムで就労する場合又はそれに近い場合を想定した「保育標準時間(利用)」、両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合を想定した「保育短時間(利用)」の2区分となる。
- その場合の、「保育標準時間」の就労時間の下限は、1ヶ月当たり120時間程度とする基本とすることとされた。
- 「保育短時間」の就労時間の下限は、1ヶ月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間とすることとされた。
- このため、本市においても、保育短時間利用する場合の親の就労時間の下限を設定する必要がある。

保育必要量について

- 保育標準時間、保育短時間の区分の下、それぞれの家庭の就労状況等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定。

[保育必要量のイメージ](一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合)

※開所時間は市町村、施設・事業ごとに定める

【保育標準時間】

月曜日
火曜日
水曜日
木曜日
金曜日
土曜日
日曜日

延長保育

11時間(利用可能な時間帯=保育必要量)

原則的な保育時間(8時間)
原則的な保育時間(8時間)
原則的な保育時間(8時間)
原則的な保育時間(8時間)
原則的な保育時間(8時間)
原則的な保育時間(8時間)

延長保育

延長保育

最大で利用可能な枠

1ヶ月当たり120時間程度の就労

【保育短時間】

月曜日
火曜日
水曜日
木曜日
金曜日
土曜日
日曜日

延長保育

8時間(利用可能な時間帯=保育必要量)

原則的な保育時間(8時間)=利用可能な時間帯
原則的な保育時間(8時間)=利用可能な時間帯
原則的な保育時間(8時間)=利用可能な時間帯
原則的な保育時間(8時間)=利用可能な時間帯
原則的な保育時間(8時間)=利用可能な時間帯
原則的な保育時間(8時間)=利用可能な時間帯

延長保育

延長保育

最大で利用可能な枠

1ヶ月当たり48～64時間程度の就労

保育短時間認定における就労時間に係る下限の設定について(青森市)

1 概要

- 国において、保育短時間認定に当たっての就労時間の下限については、1ヶ月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定める時間とすることを基本とするとされた。
- 本市においては、現在、保育所入所に当たり、1日4時間以上かつ月15日以上の就労を要件としている。

2 検討の視点

- 月60時間の下限を引き上げることは、保育サービスを利用したい保護者にとって厳しくなる。
- 月60時間の下限を引き下げることで、現行制度で就労要件の不足により保育所を利用できず、幼稚園(預かり保育を含む。)、認可外保育施設等を利用していた保護者が、保育所の利用が可能となる。(その結果、幼稚園、認可外保育施設等の利用者が減少するおそれがある。)
- 本市の就労実態としては、約96%が1ヶ月当たり60時間以上の就労をしている(次のページ)。

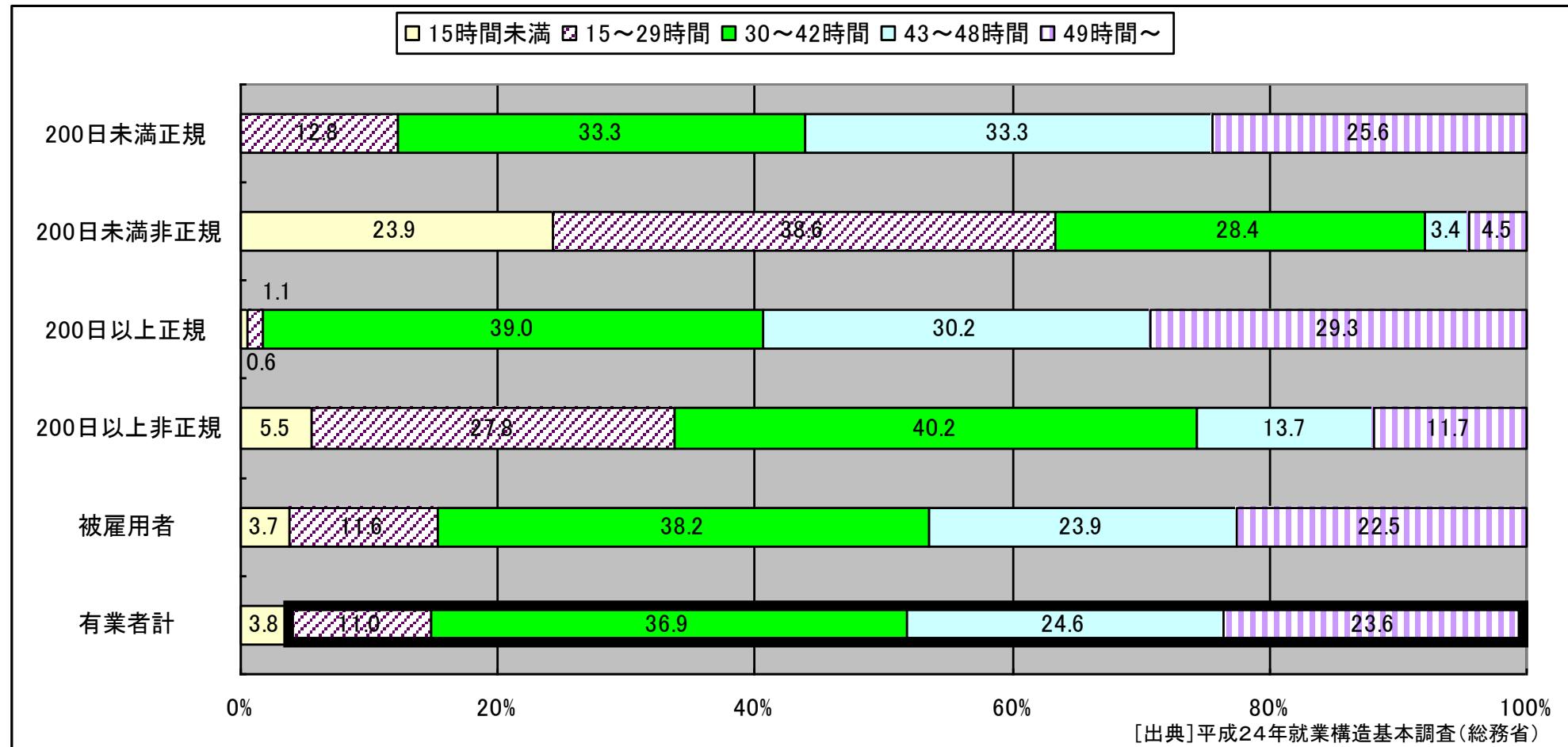
3 対応方針

本市における保育短時間認定に当たっての就労時間の下限は、1ヶ月当たり60時間とする。この結果、これまでの要件(1日4時間以上かつ月15日以上の就労)では、1ヶ月当たり60時間以上就労していてもどちらかの要件を満たさないために保育所を利用できなかった保護者が今後は保育所を利用できるようになる。

なお、この就労時間の下限は、認定こども園、小規模保育等の保育サービスの利用に当たっても適用されることとなる。

青森市の就労実態

本市における1週当たりの就業時間分布



○ 本市では、約96%の有業者が、1月当たり60時間(1週当たり15時間)以上就労している。